

## 湯河原町犯罪被害者等支援（案）について

### 1 主旨

ある日突然、理不尽な犯罪に巻き込まれ、それまでの平穏な生活が壊されてしまう。大変悲しいことですが、私たちの身近なところでも起こる可能性があります。

不幸にして犯罪の被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族は、犯罪そのものによる直接的被害だけではなく、経済的困窮や、周囲の人の配慮のない対応など、二次被害にも苦しめられています。

このような方々が抱える様々な問題に対応し、一日も早く平穏な生活に戻ることができるよう、被害者等に寄り添った支援の検討を進めています。

### 2 犯罪被害者等支援の基本的な考え方

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定めるとともに、町の責務や町民・事業者の役割を明らかにする。</li><li>・支援の基本的な事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護や被害の軽減・回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会を実現する。</li></ul>
基本理念	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう、配慮する。</li><li>・迅速かつ公正で、経済的負担について配慮された、利用しやすいものとする。</li><li>・犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。</li><li>・二次被害及び再被害の防止に配慮する。</li></ul>
町の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関等との役割分担を踏まえて、施策を策定し、実施する。</li><li>・支援を総合的に実施するための窓口を設置する。</li><li>・関係機関等と相互に連携を図る。</li></ul>
町民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努める。</li><li>・町が実施する施策に協力するよう努める。</li></ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害について事業者に求められる各種手続き等についても十分に配慮するよう努める。</li></ul>

支 援 の 内 容	<b>【相談及び情報の提供】</b> (1) 神奈川県弁護士会による法律相談 (2) 総合的対応窓口である地域政策課が、相談・問合せに対して、関係部局との橋渡しを行う。 <b>【支援金の支給】</b> (1) 遺族支援金 (2) 重傷病支援金 (3) 性犯罪被害支援金
そ の 他	・ 民間支援団体への情報提供 ・ 町民等への啓発活動

### 支援施策規定の効果

- ・ 支援の質や継続性の担保、職員や町民等の意識喚起、町民への安心感等につながる。
- ・ 被害者等の住む市町村の違いによる支援の差をなくす。

### 3 本町における支援金の支給（案）

	遺族支援金	重傷病支援金	性犯罪被害支援金
湯河原町	50万円	10万円	10万円

#### 【参考】県内市町の支援状況（支援金の支給）

	遺族支援金	重傷病支援金	性犯罪被害支援金	施 行 日
寒 川 町	50万円	10万円	—	平成15年4月1日
茅ヶ崎市	50万円	10万円	5万円	平成27年11月25日
横 浜 市	30万円	10万円	10万円 または5万円	平成31年4月1日
川 崎 市	30万円	10万円	10万円	令和4年4月1日
横須賀市	30万円	10万円	5万円	令和4年4月1日
秦 野 市	50万円	10万円	5万円	令和4年4月1日